

新型コロナウイルス感染症・第2波に向けた課題（6月17日現在） ～第1波への対応を振り返って～

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

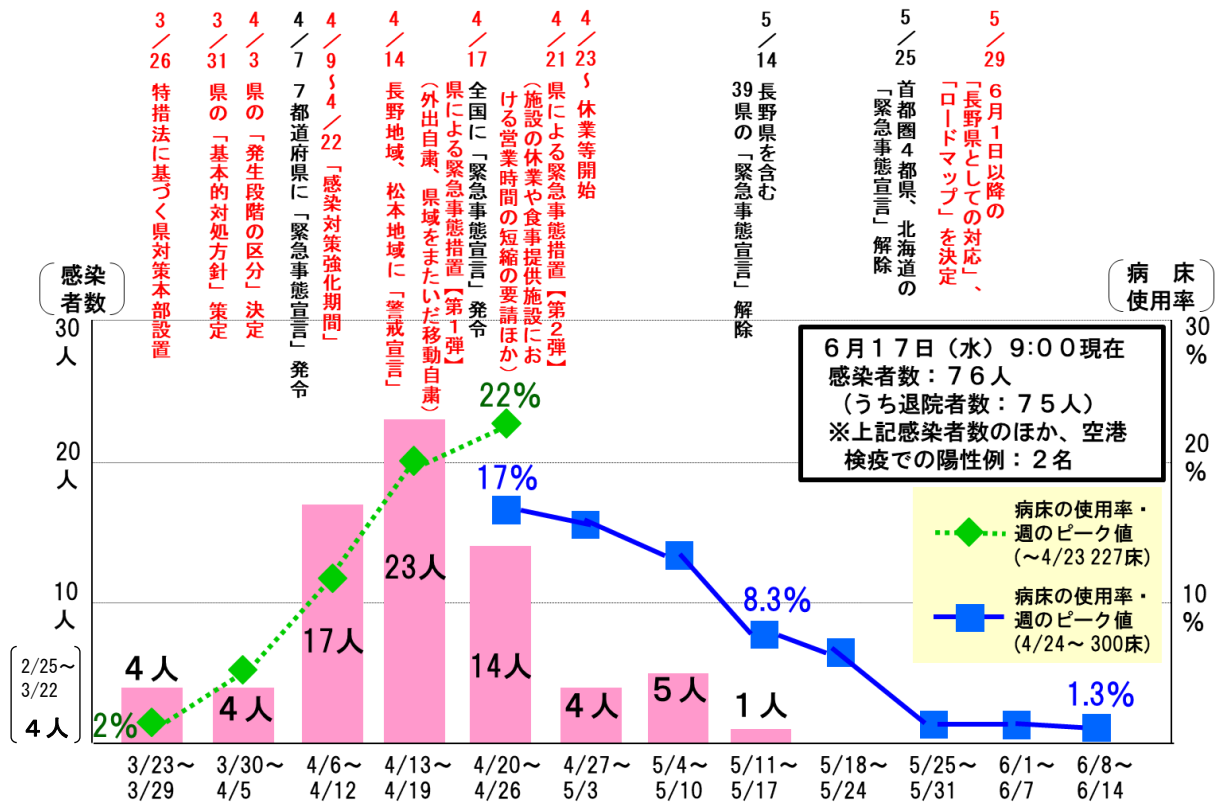
趣 旨

本県においては、5月13日以降新型コロナウイルス感染症の新規感染者は確認されていないものの、国内では新規感染者の発生が続いており、長丁場の対応が求められている。今後は、これまでの経験を踏まえて、見えてきた課題への対応を進め、次なる波に備えて体制を整備しておくことが不可欠である。

このため、本県における新型コロナウイルス感染症第1波への対応を振り返り、第2波に向けた課題を整理する。

I 発生予防・まん延防止のための取組に関する課題

【資料】県内の感染状況と病床利用率



① 県としての対応について

ア 県としてのアラート

本県における感染者発生（陽性確認）数のピークは4月13日から19日の週であったが、感染のピークは4月上旬にあったと考えられる。

県では、4月8日に「感染対策強化期間」を設定して、初めて県民に対するアラートを行い、また、4月14日に長野及び松本圏域、23日には北信圏域を対象に「新型コロナウイルス警戒宣言」を行った。

県がアラートを発して2週間が経過した4月20日からの週には、新規感染者が減少に転じている。

第2波においても、感染拡大の傾向がみられる場合に、迅速かつ適切に必要な対応を行うことができるよう、県内各圏域はもとより、他の都道府県の状況のモニタリングを継続的に行う必要がある。

イ まん延防止のための要請

4月17日から外出自粛要請を行ったが、県外からの来訪者数のモニタリング結果では、感染拡大前に比べ、長野駅で86.5%の減、軽井沢駅で81.1%の減などとなっており、要請の効果が現れている。また、施設の使用停止等の要請については、4月23日から制限対象を限定して実施したが、この後も感染者数の減少が続いており、感染を収束に向かわせることに一定の効果があつたと推測される。

こうした措置は、県民、事業者の活動に大きな影響を与えるものであり、第2波に向けて、県議会との関係なども含めた手続の明確化等を図るとともに、経済への影響も勘案しながら、必要最小限かつ効果的な措置のあり方を十分検討しておく必要がある。

また、要請に従わない施設の情報を把握し、要請に応じるよう働きかけるとともに、パチンコ店2店については、法第45条第2項に基づく要請（店名公表）に踏み切ったが、業種によっては営業実態の正確な把握は非常に困難な状況にあつた。

第2波に向けて、施設の使用停止等の要請への事業者の対応状況を把握するための方法を検討する必要がある。

ウ 観光・宿泊施設（特措法の対象外）への対応

観光・宿泊施設（集会施設を除く）は、特措法における施設の使用制限の対象になっていないことから、法に基づかない措置として、観光・宿泊施設に対する休業の検討の協力依頼を行い、結果として多くの施設が期間内に休業した。

本県では、県外由来の感染者が県内で家族・同僚等に感染させたと考えられる事例が多く、首都圏等からの帰省者による感染も6件発生したが、観光目的による来県が大きく減少したため、観光客からの感染は発生しておらず、取組には一定の効果があつたと考えられる。

第2波においても、特措法等によらない地域の実情に応じた取組として、まん延地域から人を呼び込まないために、事業者が必要最小限の範囲で、休業を検討するなどの協力を求めることができる仕組みを構築する必要がある。

② 県民への情報提供と行動変容の呼びかけについて

行動変容を促進するため、多様な媒体（ホームページ、SNS、YouTube、CM、ポスター・チラシ、新聞、街頭呼びかけ）の特性を生かして、タイムリーかつ多角的に情報発信を行った。

正確な情報や県民へのお願いを主として発信してきたが、「なぜその行動をしなければならないのか」「どのように行動すれば感染しないか」など、県民が納得して自発的な実践が行われるような情報提供に努める必要がある。

また、Twitterなどで寄せられている県民の声への対応など、危機管理広報（県民が安心するための情報開示）の観点から発信を行っていく必要がある。

第2波の発生に備えるために更なる行動変容に向けて、効果的かつ不断の発信が必要である。特に若年層に向けた教育などについて、配意していく必要がある。

③ 国の対策との連携について

ア 政府対策本部設置に至るまでの対応

3月中旬には既に大都市を中心に感染拡大が懸念される状況となっていたが、政府対策本部設置に至るまで、都道府県知事は法に基づく措置を講じることができなかった。

特措法に基づく措置を講じることができない期間においても、知事が地域の实情に応じて、専門家の意見を聴くなど必要な手続きを経て、適切な対策を講じることができる仕組みを構築する必要がある。

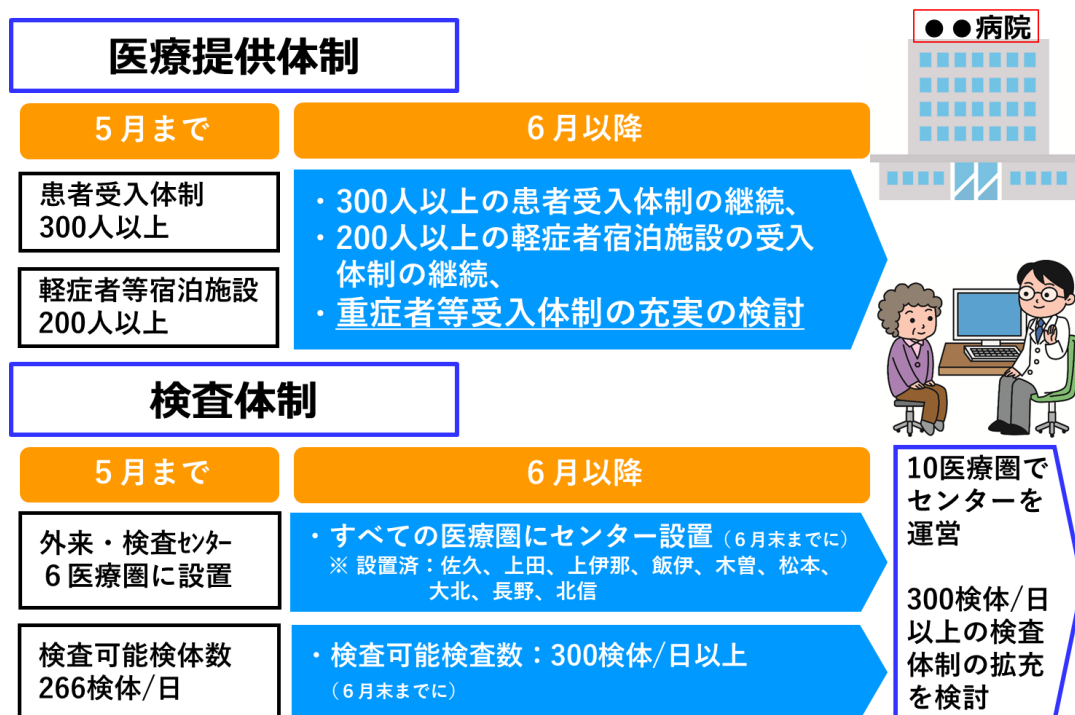
イ 国と地方との連携

4月16日の緊急事態宣言の全国拡大に当たっては、地方に対する事前の調整がなかったため、緊急事態措置に関する十分な検討の時間が確保されなかった。

第2波に向けて、国と地方で問題意識を共有して、一体となって議論する場を構築するよう国に要望していく必要がある。

II 医療・検査体制の課題

【資料】医療検査体制の状況



① 医療提供体制の整備について

ア 医療提供体制の継続と充実

県として、500人規模の感染者を想定する中で、300人以上の患者受入れが可能な病床を確保するとともに、宿泊施設における200人以上の軽症者及び無症状者の受入れに目処をつけるなど、医療提供体制の整備を進めた。

今後も、現在の患者受入れ体制を維持しつつ、即時受け入れ可能な病床数について検討していく必要がある。

また、第2波に向けて、第1波での本県患者の入院日数等を考慮した退院基準の検証を行いつつ、病床がひっ迫してきたときに軽症者等を受け入れる宿泊施設を速やかに稼働できる体制を維持するとともに、重症患者を受け入れる病床数の充実を検討していく必要がある。

さらに、第1波においては、本県では大規模なクラスター発生例や医療機関、社会福祉施設内での感染例はなかったが、院内感染や施設内感染など大規模なクラスターの発生を想定し、対応可能な医療提供体制の構築や医療圏を越えた受入の調整、外部への感染防止措置、クラスター対応チームの設置等について検討する必要がある。

なお、各施設における感染対策を検証するためのサーベイランスについては、専門的な知見を有する信州大学医学部附属病院、県立こども病院、県看護協会等と連携して取り組んでいるが、第2波に向けて引き続き積極的に進める必要がある。

イ 医療資材の確保

市場流通が滞ったことにより医療機関の資材調達が困難となり、また、県で備蓄していた医療資材も、医療機関へ配布するには十分な量ではなかったため、県の関係部局連携のもと、専門チームを設置し、緊急調達、医療機関等への供給、県での備蓄を実施した。

第2波の発生により医療資材の市場流通が滞った場合に備え、医療資材の確保手段について検討し、必要備蓄量を確保しておくとともに、医療機関等に対して情報共有を行う必要がある。

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る情報管理システムの導入及び活用

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) の活用により、保健所等の業務負担軽減及び情報共有・把握の迅速化を図る。また、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) の活用により、病院の稼働状況や病床の状況、医療器材の確保状況等を把握し、必要な医療提供体制の確保を図る。

② 検査体制の整備について

ア 相談対応

これまでに、県庁に設置する一般相談窓口（5月5日以降「一般健康相談窓口」）及び11保健所に設置する有症状者相談窓口において、1日最大1,606件（4月13日）の相談に対応してきた。

国の相談・受診の目安が改訂される中で、県内の感染経路の特徴を踏まえて県独自の相談・受診の目安を策定し、必要な方を適切なタイミングで検査や医療につなげるよう努めてきた。また、相談者を帰国者・接触者外来やかかりつけ医への受診等につなげてきた。

4月下旬以降、県内各地域に外来・検査センターが開設されており、第2波に向けて、医師が必要と判断した場合は確実に検査に結び付けられるよう相談から検査へのスムーズな流れを徹底する必要がある。

イ 外来・検査センターの開設

各医療圏において地元医師会等の協力のもと、外来・検査センターを順次開設をしてきたところであり、6月中には全ての医療圏において設置が完了する予定となった。

引き続き、各圏域の状況に応じて、2か所目、3か所目の設置を進めるとともに、外来・検

査センターが適切に運営されるよう、必要な物資の安定的な調達等の支援を行う必要がある。

また、唾液による PCR 検査等の新たな検査方法への対応や、妊婦への PCR 検査体制について検討する必要がある。

ウ PCR 等検査の実施

2月3日に県環境保全研究所で検査を開始して以来、1日あたり300件の検査可能検体数を目標に、検査人員の強化や検査機器の導入、外部検査機関への業務委託を進めた。

今後は、ピーク時を見据えた検査件数(300件/日)の拡大の検討を行うとともに、緊急を要する検査等を迅速に実施できるよう、県内医療機関へ国の補助金を活用した検査機器の導入支援等を行い、県内医療機関における検査体制の強化を図る必要がある。

また、抗原検査について、国の方針を踏まえながら、PCR等検査と組み合わせた最適な検査体制を検討する必要がある。

Ⅲ 県の体制整備の課題

① 保健所の体制について

ア 体制整備

相談業務や積極的疫学調査を確実に実施するため、関係部局が連携して、保健師や臨床検査技師の臨時的採用や、OB職員等の活用を行ったほか、保健所間や他機関も含めた事務職員の応援体制を構築し運用した。

第2波に向けて、医療機関や社会福祉施設内での集団感染といったこれまでなかった事態も想定し、クラスター対応チームの設置や、更なる応援体制の検討に加え、外部に委託できる業務、事務職員が代行できる業務の掘り起こし、地方部、市町村、近隣保健福祉事務所との協力体制の構築、疫学調査のスキルアップ等の準備を行うなど、職員の健康管理にも配慮した上で新型コロナウイルス感染症対策を行う体制を構築する必要がある。

イ 相談体制

有症状者相談窓口の運営に当たり相談員の増強を行って対応してきたが、患者発生があった保健所では、患者の疫学調査、濃厚接触者の健康観察等の業務が加わり、一時的に負担が増加した。

相談窓口の持続可能な体制を確保するため、今後は、相談時間の見直し等と一部業務の外部委託を検討する必要がある。

② 県の組織体制について

県としての対応のとりまとめを円滑に行うため、「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置した。各部局において既存業務の休止・延期などを行った上で、危機管理部、健康福祉部、産業労働部に主に兼務職員を配置することにより業務の繁忙に柔軟な対応を図った。

第2波に備え、あらかじめ業務の増大が見込まれる部署の必要な組織体制を検討しておく必要があるとともに、業務経験者を増やす観点から、応援職員のローテーションを定期的に行う必要がある。

また、休止・延期していた通常業務と、新型コロナウイルス対策業務の両立に向け、業務量の増加に対応していく必要がある。

IV その他の課題

① 県立学校の対応について

2月28日の国からの全国一斉臨時休業の要請を受け、直ちに学校の休業に向けた準備を進め、一斉休業を実施した。4月上旬に学校を再開したが、国の非常事態宣言や県の対応方針、県の専門家懇談会の意見を踏まえ、再度学校の一斉休業を実施したところである。その後、5月16日から分散登校を実施し、6月1日以降通常登校に移行している。

今後、第2波に向けて、次の課題に対応する必要がある。

ア 学校の臨時休業は、子どもたちの学習や心理面への影響のみならず、保護者の負担等さまざまな影響が生ずることから、実施に当たっては、県の対応方針に定めるとともに、専門家懇談会の意見を聴くなど慎重に検討する必要がある。

イ 第1波における一斉休業においては、すぐさま家庭での学習などにより子どもたちの学びを継続する体制が取れず、一部の学校ではICTを活用したオンライン授業等による学習を進めることができなかった。

このため、第2波に備え、国の経済対策を活用し、ICTの機器整備を急ぎ、教員のICT活用スキルの向上などを行うとともに、各学校において第2波に備えた「学びの継続計画」を策定することなどにより、いつ臨時休業となっても子どもたちの学びを止めない体制づくりを行っていく必要がある。

② 患者、医療関係者等への配慮について

感染者、医療関係者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれ等を理由として、不当な差別的取扱いや誹謗中傷が行われないよう対策を講じていく必要がある。